

なら 賑わい通信

発行：奈良市中心市街地活性化協議会事務局
〒630-8586 奈良市登大路町 36-2
(奈良商工会議所内)
TEL：0742-26-1666
E-mail：narachukatsujimu01@yahoo.co.jp
URL：http://www.nara-cci.or.jp/chukatsu/
発行日：2008年5月10日

第5号

中心市街地のまちづくりとは？

基本計画の認定を受けいよいよまちづくりがスタート。でも、どんなふうにもちづくりを推進するの？奈良の中心市街地活性化に関わる疑問や聴きたいことを問答集でまとめてみました。回答していただくのは、まちづくりアドバイザーの梅屋則夫さんです。



Q 中心市街地活性化事業とは、どんな事業ですか。

都市中心部の交通環境や土地利用の制限などによって中心部から、官公庁や事業所、店舗そして住宅などが郊外に移転し、市街地の空洞化が社会問題となりました。こうした事態に対処すべく政府では、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法）を改正し、国を挙げてまちなか活性化に取り組むこととなりました。

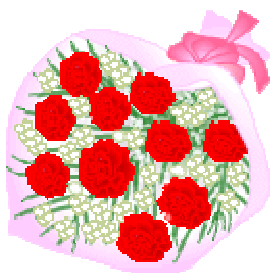
「コンパクトで賑わいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、外に出た都市機能を再び市街地に集約させるとともに賑わいの回復として、市街地の商業配置など総合的なタウンマネジメントを推進することとしています。

Q 奈良市内では、シャッター通りのような状態になっていませんが、実施されることは必要なのですか。

ご指摘のように、各地で見られるシャッター通りのような悲惨な状態になっているとはいえません。しかし、市内中心部の人口減少率は▼12%、高齢化率は23%といずれも高く、結果として市内中心部の小売業年間販売額の占有率は毎年減少を続け平成16年では

13%まで低下しています。また通行量も27%減少（17年対10年）するなど、中心部の機能低下が明らかとなっています。

一般的には、衰退が顕著となる前に対策を打つことが望ま



いこととなっていますので、現時点での対応はよりの確で妥当なものといえます。

Q でも最近は、買い物といえば郊外のショッピングセンターの利用が便利だし、車で行動することが多いから、まちなかへいくのは不便という印象です。中心市街地の活性化ってほんとに必要ですか。

中心市街地は単に買い物をするだけの場所ではありません。街の中心は、市民やその街を訪れる人達が集まり交流する場所といえます。ヨーロッパの街など広場の中心地に人が集まり、大道芸やイベントなどを楽しんだり、おしゃべりをしたりという風景に良く出会いますが、中心市街地とはそういう場所です。

とくに奈良のように観光地として多くの人を訪れる街の中心部は、その都市の顔でありその都市を象徴するランドマークなのです。また、高齢化の時代を迎えますと車でしか行けない郊外の諸施設はお年寄りに優しい社会とはいえません。公共交通機関を利用してまちなかへ出かけるという意味からも都市の中心部の賑やかさはとても必要なことです。

Q そうはいつても、大型店などが郊外にどんどん出店し、奈良の中心部でも小売店の存続が厳しいのが実態です。まちづくりをしてほんとに良くなるのでしょうか。

たしかに、モノを売るという行為だけを考えれば大型店やネットショップの方が安く買いやすいかもしれません。で



も最近の消費者の購買行動は一言で言えば「個性化・多様化」です。「百貨店や大手量販店の既存店売り上げの低迷」や「広くて遠い駐車場は不便」、「楽しさや個性溢れるところで買い物ができれば」などの声が聞こえてきます。これからの商業地域は、

単にモノを売るだけの場所では存立できません。街の魅力や楽しい雰囲気づくりなどの総合力が必要となってきます。

奈良は、街のすぐ近くに世界遺産の古社寺と奈良公園を控えるなど新しい商業地として可能性を秘めているのです。でも、今のままだけでは魅力的な商業地とはいえません。このような条件を生かすまちづくりに向けて皆さんの英知を結集して取り組む必要があるでしょう。

Q それでは、奈良市の中心部まちづくりはどのような視点でどんな事業を実施されますか。

今回、国に認定された基本計画では今後5年間に実施する事業として75事業が計画されています。その主なものを紹介しますと次のとおりです。

(市街地の整備改善) → 快適な環境を整備する

- シンボルロードである三条通の拡幅
(幅員8m→16mへ)
- JR奈良駅東口駅前整備 (駅前整備)
- 駐車場整備 (JR線の高架下空間の駐車場利用)
(都市福利施設整備)
→ まちなかに人の集まる施設を創出する
- 保健所、教育センター複合施設の建設
- ホテル建設事業 (マリオットホテルの建設)
(商業の活性化)
→ 店舗など魅力的な商業整備
- ならまち劇場整備事業
(商店街内の工場を小劇場に転換、民間事業で実施)
- テナントミックス事業
(商店街内の空き店舗にスーパーを誘致、
民間事業で実施)
- 観光案内所の設置
(JR旧奈良駅舎を観光案内所として整備活用)

などが主なものです。でもこれだけでは真の魅力ある中心市街地づくりは万全といえませんので、これらをステップとしてハードやソフトの事業を企画し、ともに創り上げていくことが必要でしょう。

Q このような取り組みに対して、私たち商業者はどのように参加していけばいいのですか、これまでもいろいろ試されてきましたが、効果と云うことでは疑問に思っています。

たしかに、これまでの取り組みは散発的で実感できないものも多くあります。しかし、地域の事業者の皆さんが真剣に英知を結集して取り組んできたことってあるでしょうか。どちらかといえば商店街の役員さん任せで、まちづくりへの参加など少なかったことは否めません。

今回のまちづくりは、奈良市にとって最初で最後の取り組みになります。そしてその内容は地域の皆さん自身が考え、企画し、行動していただくことが必要です。もう人任せにするのではなく、さまざまな事業の計画や実施に参加していただき、自らの手で作り上げてください。街に来られたお客様から「奈良の街が変わって良かったね」といわれることを目指してともにがんばりましょう。

Q 私も協議会や運営委員会に参加できますか。

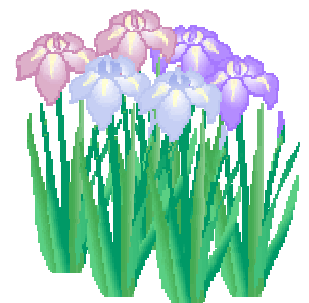
もちろんです。参加の形はいろいろあります。まちづくりに関心をもっていただくことから、商店街内部の会合に参加いただき、そして「活性化協議会」に直接「私の店を〇〇したい」、「私の街を〇〇したい」などのご意見を寄せていただくことなど、どのようなことでも結構です。ご意見を積極的にお寄せ下さい。

これらのご意見は、事業者以外の方でももちろん結構です。市民の皆さんや働いている人、企業や団体の皆さんなど奈良のまちなかに関わるすべての人の参加をお待ちしています。

ご意見はこちらへ

奈良市中心市街地活性化協議会

ホームページ <http://www.nara-cci.or.jp/chukatsu/>
メールアドレス narachukatsujimu01@yahoo.co.jp



平成 20 年度 1 回目の協議会が開催される

新年度を迎え、本年度 1 回目となる第 4 回奈良市中心市街地活性化協議会が 4 月 24 日に開催され、規約の改正、新役員の選任等が行われました。その概要は以下のとおりです。

○規約の改正（主な改正点）

協議会事務所を奈良市と規定したほか、委員の任期を 1 年から 2 年に、監査に関する項目を新たに追加するなど。

○会長、副会長、監事の選任

会長 西口廣宗、副会長 森本正和、いずれも再任されました。監事 志保篤治、石井和人 いずれも新任されました（敬称略）。

○新しく委員が就任されましたので、協議会構成員名簿を以下に掲載いたします。

〈奈良市中心市街地活性化協議会構成員名簿〉

平成 20 年 4 月 1 日現在（敬称略）

区分	法令根拠	構成員	役職	協議会委員
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	奈良商工会議所	会頭	西口 廣宗
			副会頭	山岡 一光
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係 (まちづくり会社)	奈良市中心市街地開発(株)	取締役社長	森本 正和
市街地の整備改善	法第 15 条第 4 項関係 (市等)	奈良市	都市整備部長	佐々木 繁
			観光経済部長	志保 篤治
	法第 15 条第 4 項関係 (地権者)	(株) 明新社	代表取締役	乾 昌弘
		(株) 桶谷	代表取締役社長	桶谷 陸
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	奈良商工会議所	商業小売部会長	正木 康雄
		社団法人奈良市商店街振興会	副会長	野田 光雄
		奈良市中心市街地活性化研究会	会長	橋本 弘二
			副会長	松森 重博
公共交通機関の 利便増進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	奈良交通(株)	経済企画部次長	森 繁久
		西日本旅客鉄道(株)	JR奈良駅長	高橋 秀道
		近畿日本鉄道(株)	経営企画部長	倉橋 孝壽
地域経済代表 有識者	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	(株) 南都銀行	パリュウ開発部 地域振興対策局長	石井 和人
	法第 15 条第 8 項関係 (学識者)	財団法人南都経済センター	顧問	柳谷 勝美
	法第 15 条第 8 項関係 (学識者)	奈良県立大学	教授	安村 克己
	法第 15 条第 8 項関係 (学識者)	奈良女子大学	准教授	中山 徹
	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済・文化)	社団法人奈良市観光協会	会長	谷井 勇夫
住民代表	法第 15 条第 4 項関係	奈良市自治連合会 (大宮地区自治連合会)	会長	吉岡 正志
		橿井地区自治連合会	会長	斎藤 忠男

オブザーバー

区分	法令根拠	団体	役職	氏名
関係行政機関等	法第 15 条第 7 項関係	奈良警察署	地域官	森岡 利数
		奈良県	商業振興課長	蒔久 正博
			まちづくり推進局 地域デザイン推進課長	福永 真一



事務局を紹介いたします

活性化協議会の事務局で日夜？まちづくりに奔走するスタッフをご紹介します。皆様のご訪問をお待ちしています。

事務局長 山林 一男

奈良市市街地開発株式会社(専務取締役)より派遣され、昨年秋の事務局開設以来協議会で孤軍奮闘しています。

(本人のコメント)

現役時代は「まちづくりは夢づくり」をモットーにJR奈良駅周辺整備をはじめとした都市計画事業に携わってきました。この経験を生かし、奈良市の中心市街地活性化に向けて取り組んでまいります。

事務局次長 森中 雅彦

奈良商工会議所の業務部長の傍ら、協議会の事務局次長も兼務しています。本務の多忙を縫って協議会業務にも従事されています。

事務局主査 小山 一彦

この4月から奈良市(商工労政課主査)より派遣されて、事務局勤めとなりました。かつて商工に在籍していた経験と知識を生かして即戦力の活躍を期待しています。

(本人のコメント)

私の趣味は、今はこれといってなく「無色透明」の状態です。今回の異動により「中心市街地活性化」が趣味？になるほど染まってみたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局員 松本 敏裕、才治 俊博

奈良商工会議所が本務ですが、協議会事務局員として業務を担当しています。本務業務が多忙ですが、事務局運営になくてはならない活動ぶりです。

事務局員 井上 綾

奈良商工会議所から派遣されています。事務局の紅一点として庶務全般を担当しています。

これ以外にも多くのスタッフが支援されています。

まちづくりアドバイザー 梅屋 則夫氏

まちづくりアドバイザーとして協議会の依頼に応じて、中小企業基盤整備機構から週一度、事務局に派遣されています。専門的立場から指導をいただいています。

(財)奈良市商業振興センター 瀬川 ともえ氏

奈良のまちづくりを推進するというセンターの設立理念に合致するものとして週に2回協議会に派遣いただいています。精度の高いIT技術など大いに貢献されています。



奈良市中心市街地活性化協議会のホームページがオープンしました

4月23日より、奈良市中心市街地活性化協議会のホームページがオープンしました。

協議会はどんなところ？何をしているの？ということから、よくある質問、そしてこの「なら賑わい通信」など、協議会のさまざまな情報をリアルタイムにお届けします。ぜひ、ご覧ください。

【奈良市中心市街地活性化協議会】

<http://www.nara-cci.or.jp/chukatsu/>

